

美濃加茂市都市計画道路見直し方針（案）概要版

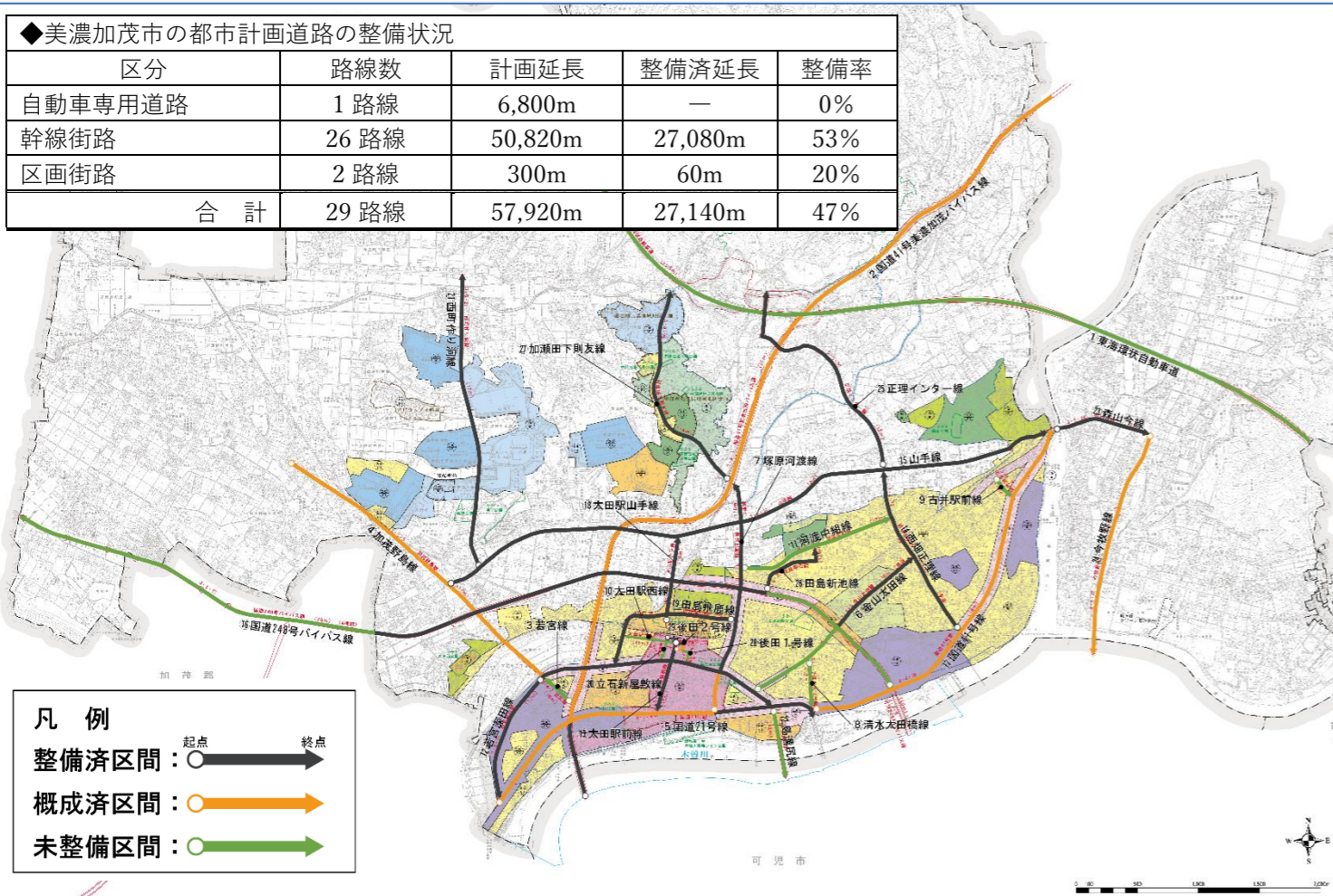


1 都市計画道路とは

- 都市計画道路とは、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保するとともに、都市生活者の利便性の向上を図るため、都市計画法に定められた都市の骨格となる道路です。
- 都市計画道路は、災害時の避難路や防災空間として多様な機能を有しています。
- 都市計画道路の機能として、人やモノの移動を確保するための「交通機能」、良好な「都市空間形成機能」、供給処理施設の「収容空間機能」、都市の骨格を構成するための「市街地形成機能」等を有しています。

2 都市計画道路の整備状況

- 本市は、昭和28年に加茂野島線をはじめ9路線が都市計画決定されて以降、都市の発展や都市化・広域化に加え、社会経済情勢に対応した都市計画道路網とするため、適宜見直しや再編を進めてきました。
- 本市の都市計画道路は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路の29路線約57.9kmがあり、そのうち整備済区間が約27.1km、概成済区間が約16.9km、未整備区間が約13.8kmあり、整備率は47%に留まっています。



- 概成済区間とは、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上または4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間のことを指します。
- 未整備区間とは、計画の2/3未満の幅員で供用されている区間（暫定2車線区間等）を指します。

3 都市計画道路の見直しの必要性

- 都市計画道路の状況
 - ・本市の都市計画道路の約24%（約13.8km）が未整備となっており、建築制限が長期化しているため計画的な見直しによる土地利用の促進が求められます。
 - ・道路が有する機能（交通機能、空間機能、市街地形成機能等）を十分に検討した上で、都市計画道路の見直しによる将来的な本市の道路ネットワークの再編が求められています。
- まちづくりの方向性
 - ・都市計画マスタープランに即した道路交通体系の構築が求められています。
 - ・美濃太田駅周辺整備将来基本構想と連携した道路整備の推進が求められています。
- 社会情勢の変化
 - ・少子化・超高齢化の進展、加速するインフラ施設の老朽化、自動車トリップ数の変化、防災・減災対策の重要性の高まり、建築制限に対する新たな司法の見解等が変化しています。

4 都市計画道路の見直しの基本的な考え方

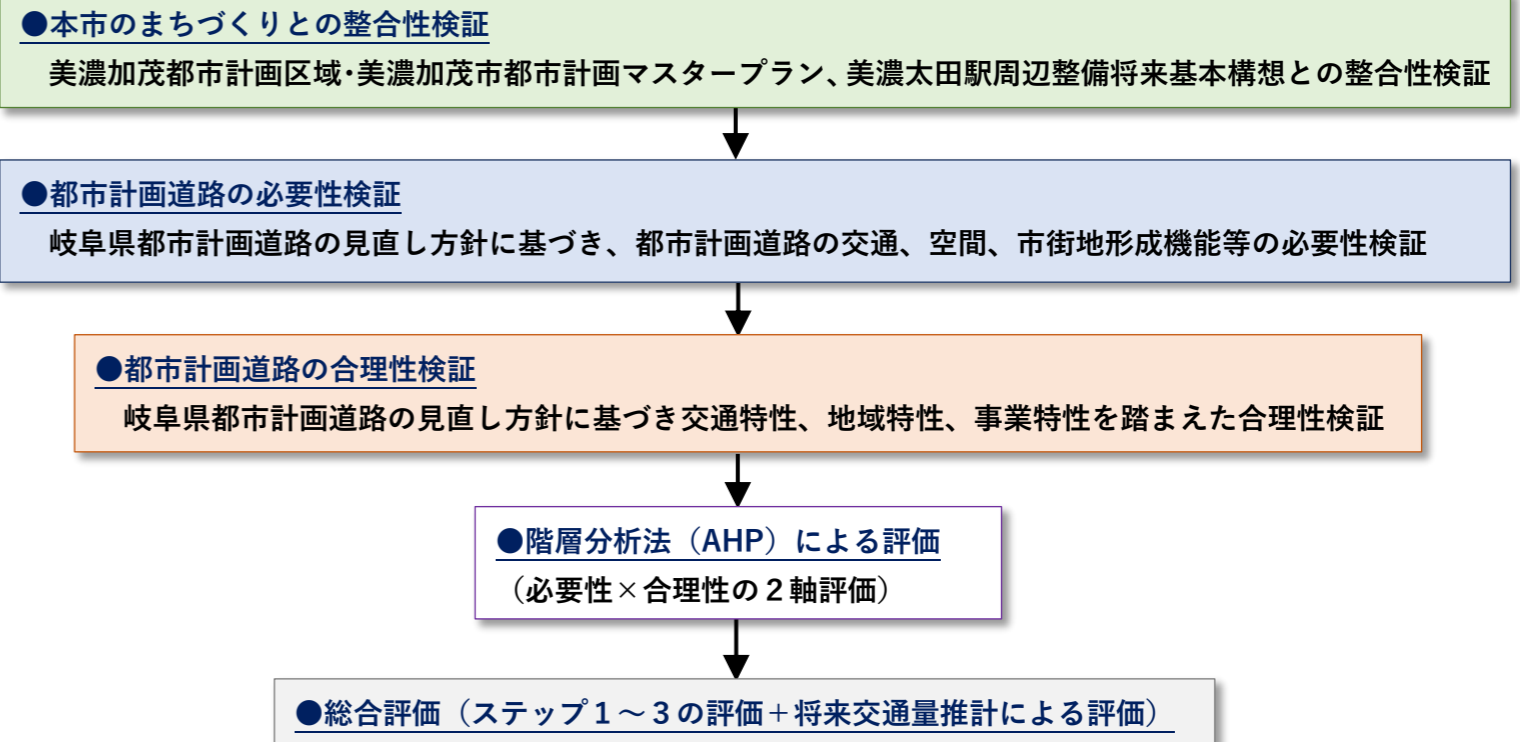
- ①本市が目指す将来都市構造の実現に向けた道路交通体系の再構築

都市計画道路が有する機能や地域特性等を十分に踏まえ、効率的かつ効果的な道路整備の推進を図るとともに、既存の道路空間を有効的に利活用しながら、持続可能な道路交通体系の再構築を目指します。
- ②既存道路網の有効活用を念頭に置いた都市計画道路網の再編

人口減少下において、限られた財源の中で円滑な道路交通を確保するため、都市計画道路と既存道路の機能分担による、都市計画道路網の再編を目指します。
- ③将来需要やまちづくりの視点等の時代に即した都市計画道路の整備

長期未整備路線については、自動車交通の将来需要や美濃太田駅周辺整備将来基本構想等に掲げられたまちづくりに関する施策等との連携を重視し、時代に即した都市計画道路の見直しを行い、道路整備の推進を目指します。

5 見直しの評価フロー



6 見直しの評価

●見直し候補路線（16路線）について、先のフローに沿って必要性及び合理性の階層分析評価（AHP評価）を行い、以下の8路線を見直し対象路線としました。

見直し対象路線（廃止又は変更）

路線番号	路線名	対象区間	路線番号	路線名	対象区間
3・4・2	若宮線	全区間 (310m)	3・5・9	太田駅西線	全区間 (440m)
3・5・7	清水太田橋線	全区間 (400m)	7・6・1	後田1号線	全区間 (190m)
3・5・8	古井駅前線	全区間 (220m)	7・6・2	後田2号線	全区間 (110m)

※立石新屋敷線については、AHP評価で「規模の検討」の対象路線となっていますが、美濃太田駅南地区市街地再開発事業に関連する路線であり、必要性が高いことから当該路線は存続とします。

見直し対象路線（名称変更のみ）

路線番号	路線名	対象区間	路線番号	路線名	対象区間
3・6・4	国道21号線	全区間 (2,700m)	3・4・16	国道41号線	全区間 (3,380m)

7 各路線の見直し方針

◆3・5・9 太田駅西線

見直し方針：部分廃止・終点変更

対象区間：440m（全区間）

廃止区間：370m

存続区間：70m

見直し理由：加茂野島線をはじめとした周辺道路で機能の代替が可能であり、美濃太田駅周辺整備将来基本構想の関連道路として、まちづくりの観点からも将来的な土地利用に合わせた部分廃止・終点変更を行います。

◆3・5・8 古井駅前線

見直し方針：廃止 ※地元関係団体等と検討・協議の上決定

対象区間：220m（全区間）

見直し理由：事業推進に伴い用地買収や移転補償等が発生し、周辺住民へ多大な影響を及ぼすこと、また、当該路線の周辺には既に道路ネットワークが構築され円滑な交通処理が可能となっており、全区間を廃止します。

◆3・4・2 若宮線

見直し方針：廃止

対象区間：310m（全区間）

見直し理由：事業推進に伴い用地買収や移転補償等が発生し、周辺住民へ多大な影響を及ぼすこと、また、当該路線の周辺には既に道路ネットワークが構築され円滑な交通処理が可能となっていることから全区間を廃止します。

◆7・6・2 後田2号線

見直し方針：部分廃止・線形及び終点変更・名称変更

対象区間：110m（全区間）

廃止区間：45m

新設区間：●●m（検討）（○→区間）

存続区間：65m（○→区間）

名称変更：後田2号線⇒（仮称）後田線

見直し理由：現道で概ね必要な機能が確保されており、周辺道路で十分に機能を代替することが可能です。美濃太田駅周辺整備将来基本構想に沿った道路整備が必要であり、部分廃止・線形及び終点変更・名称変更を行います。

◆3・4・16 国道41号線

見直し方針：名称変更

対象区間：3,380m（全区間）

路線名称変更⇒美濃加茂川辺線

凡例

廃止区間：○→

部分廃止：○→

新設区間：○→

存続区間：○→

名称変更：国道21号線
国道41号線

◆3・6・4 国道21号線

見直し方針：名称変更

対象区間：2,700m（全区間）

路線名称変更⇒各務原美濃加茂線

◆7・6・1 後田1号線

見直し方針：廃止

対象区間：190m（全区間）

見直し理由：美濃太田駅から加茂野島線へのバイパス道路としての機能を有していますが、周辺道路で十分に機能を代替することが可能です。美濃太田駅周辺整備将来基本構想に沿った道路整備が必要であり、全区間を廃止します。

◆3・5・7 清水太田線

見直し方針：廃止

対象区間：400m（全区間）

見直し理由：当該路線の将来交通量も少ないことが予測されることから、周辺の道路網で十分に機能を代替することができるため、全区間を廃止します。

